

諮問庁：豊橋市長

諮問日：令和3年5月19日（諮問第110号）

答申日：令和3年9月28日（答申第90号）

事件名：「地方創生番組制作配信負担金に係る支払関係書類」に係る一部公開決定  
に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

豊橋市長が行った、「地方創生番組制作配信負担金に係る支払関係書類」（以下「本件対象文書」という。）に係る一部公開決定については、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づく公開請求に対し、令和2年11月27日付け2豊シ第22号により豊橋市長（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った公文書一部公開決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

- (1) 審査請求人の主張を、令和3年2月22日付け審査請求書、同年5月7日付け反論書、同年6月23日付け意見書及び同年7月9日の本審査会における口頭による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）の内容から要約すれば、おおむね次のとおりである。
- (2) 地方創生番組制作配信事業の事業内容に大きな変更があったため疑義を抱き、公文書公開請求を行ったところ、「映像を活用したPR事業費」の支出先を公開しない決定がなされた。しかし、支払相手の名称等に関する部

分は、正当な負担金の支出であれば、条例第7条が規定する「公益上特に必要があると認める」べきものに当たるため、公開すべきである。

- (3) 本件処分により、審査請求人は、条例第1条が規定する知る権利及び公文書の公開を請求する権利を侵害されている。
- (4) 公金の支出先を公開しないことが、条例第6条第1項第2号が規定する法人等の「正当な利益」であるかは疑義がある。

### 第3 処分庁の説明の要旨

#### 1 経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年11月9日付けで処分庁に対し、条例第5条の規定に基づき、本件対象文書に係る公開請求を行った。
- (2) これに対し、処分庁は、同年11月19日に公文書公開決定等期間延長を行い、本件対象文書を含む「NET EASE 地方創生番組（豊橋版）」制作配信事業（以下「本件事業」という。）及び「豊橋ゲーム祭 PLAY THE GAME」開催に関する文書を対象となる公文書と特定した上で、同年11月27日付け一部公開決定の原処分を行ったところ、審査請求人は本件対象文書の非公開部分に不服があるとして、令和3年2月22日付けで本件審査請求を提起した。

#### 2 非公開とした部分について

- (1) 本件対象文書中、原処分により非公開とされた部分は、負担金の支出先企業（以下「本件対象企業」という。）の名称、代表者名、所在地、連絡先、振込先口座名及び口座情報である。
- (2) 豊橋市長は、本件事業を行うにあたり、負担金をNET EASEに対して支払う必要があるが、NET EASEに対して直接支払うのではなく、まず市が本件対象企業に負担金を支出し、負担金を受領した本件対象企業が、NET EASEに対して負担金を支払うという方式を採っている。

(3) 本件対象企業に条例第12条第1項に基づき意見照会を行ったところ、本件対象企業が第三者との間で、中国関連企業と取引を行っていることの公表を禁止する条項を含む契約を締結していることを確認した。NET EASEは中国関連企業であるため、本件対象企業に関する情報を公開すると、当該法人の事業遂行に支障を及ぼし、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるから、条例第6条第1項第2号に該当するため、非公開とした。

### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、前記審査請求の理由のとおり主張し、原処分を取消しを求めている。しかしながら、上記2のとおり、処分庁の非公開理由の該当性判断には不合理な点はない。

### 4 結論

以上のとおり、処分庁は、本件審査請求については、原処分を維持することが妥当であると判断する。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年 4月9日 諮問書の受付
- ② 同日 諮問庁から諮問書の添付文書を收受
- ③ 令和3年 7月9日 口頭意見陳述の実施
- ④ 同日 審議
- ⑤ 令和3年 8月12日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書の非公開部分について

本件対象文書の非公開部分は、市が本件事業の負担金を直接支出した本件対象企業の名称、代表者名、所在地、連絡先、振込先口座名及び口座情報であり、

本件対象企業を特定するための情報である。審査請求人は、原処分の取消しを求めており、処分庁は、非公開部分は条例第6条第1項第2号に該当するため、非公開とした原処分は妥当であると主張している。そのため、本件対象文書の見分結果に基づき、非公開情報該当性について検討する。

## 2 非公開情報該当性について

### (1) 条例第6条第1項第2号の趣旨

ア 条例第6条第1項第2号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。」を非公開とするものとしている。

イ 同号の趣旨は、法人等や事業を営む個人の事業活動に係る情報のうち、公にすることで、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが公文書に記録されている場合は、これらの者の適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、非公開とすることを定めていると解せられる。

ウ 法人等又は事業を営む個人には様々な種類や性格のものがあり、その権利利益も様々なものがあることから、正当な利益を害するおそれがあるか否かは、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分に考慮して適切に判断しなければならない。また、この「おそれ」の判断に当たっては、抽象的なものではなく、具体的な可能性があることが必要である。

### (2) 本件対象文書の非公開部分は条例第6条第1項第2号に該当するか。

ア 本件対象文書は、豊橋市長が令和元年度に行った本件事業に係る負担金の支払関係書類である。そして、非公開部分は、本件対象企業の名称、代表者名、所在地、連絡先、振込先口座名及び口座情報であり、本件対象企

業を特定するための情報である。

イ 非公開部分につき、処分庁は、本件対象企業が第三者との間で、中国関連企業と取引を行っていることを公表することを禁止する条項を含む契約を締結していると主張する。しかし、単に、このように主張するのみで非公開とすることを許容すると、実質的に処分庁が非公開情報を任意に作出することができることになり、公文書公開の原則（条例第6条第1項）に反するため、妥当ではない。

そこで、本審査会が豊橋市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年条例第2号）第7条第4項に基づき、本件対象企業に対して調査を行ったところ、本件対象企業は、中国のメディア、自治体、企業との取引を非公表にて行い、法人名や代表者名を公表してはならない旨の条項を含む契約（以下「秘密保持契約」という。）を、第三者との間で締結したとする文書を確認した。

ウ そうすると、秘密保持契約を締結している本件対象企業に関する情報を公開した場合、市が中国関連企業であるNET EASEに対して支払う負担金を、本件対象企業が代わって受領するという取引を行っているという事実が明らかになるため、本件対象企業が秘密保持契約の相手方から、契約違反を理由に、契約を解除されたり、損害賠償を請求されたりする具体的なおそれがあるといえる。

エ また、本件対象企業は、NET EASEに代わって市から負担金を受領するにとどまる。負担金は最終的にはNET EASEに支払われることが予定されているのであるから、本件対象企業は、本件事業において従たる立場にあるにすぎない。このような立場にあるにすぎない本件対象企業に対して、上記のような具体的なおそれがあるにも関わらず、契約締結の直接の相手方の場合と同様に、自己に関する情報が公開されることを甘受すべきであるとはいえない。そのため、本件対象企業が、自己を特定す

るための情報を公開されないことにより、秘密保持契約違反を回避することは、本件対象企業の正当な利益にあたるといえる。

オ したがって、法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえるから、条例第6条第1項第2号に該当するといえる。

3 条例第7条が定める「公益上特に必要があると認めるとき」にあたるか

(1) 条例第7条は、「実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（前条第1項第3号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。」と規定する。

同条は、非公開情報が記載されていたとしても、公にすることにより、非公開とすることで保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合には、実施機関の判断で公開することができることを定める規定である。

(2) 本件では先述のとおり、非公開部分を公開すると、本件対象企業が秘密保持契約の相手方である第三者から契約を解除されたり、損害賠償を請求されたりするおそれがあることから、本件対象企業に関する情報を非公開とした。したがって、本件において非公開とすることで保護しようとする利益は、本件対象企業が契約の相手方である第三者から、契約を解除されたり、損害賠償請求を受けたりしない利益であるといえる。

(3) 一方、本件非公開情報を公表する公益上の必要性は、公金の支出先を明らかにすることで、公金の適正な支出を確保することにあると解することができる。しかし、本件対象企業は負担金を代理して受領するにとどまり、最終的にNET EASEに負担金を支払うことが予定されているから、公金の最終的な支出先は明らかにされているといえる。

(4) したがって、非公開とすべき利益を上回る公益上の必要があるとまで

はいえ、条例第7条の公益上特に必要があると認めるときには該当しない。

#### 4 本件一部公開決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき非公開とした部分は、条例第6条第1項第2号に該当し、条例第7条が定める「公益上特に必要があると認めるとき」にはあたらないから、これを非公開とした決定については、妥当であると判断した。

### 第6 付記

第5の2(2)イにおいて指摘したとおり、秘密保持契約を締結していることのみを理由に非公開情報であると解すると、処分庁が実質的に非公開情報を任意に作出することができることになるおそれがある。そのため、実施機関は、公金支出やその前提となる契約の締結に当たっては、本件対象企業のような公金の支出先に対して、事前に情報公開制度の趣旨を説明したり、情報公開制度の趣旨を理解しているか確認したりするなどして、情報公開制度の趣旨にかなうよう、適切に対処されたい。

#### (第1部会)

委員 赤本優 委員 見目喜重 委員 庄村勇人